

函館市 食中毒警報の発令について（第4号）

本日、以下のとおり食中毒警報を発令したので、お知らせいたします。
つきましては、函館市内の関係者および住民等への周知について、
ご協力よろしくお願いいたします。

- 1 発令番号および発令日時 第4号 7月30日（木） 10時
- 2 発令解除日時 8月6日（木） 10時（168時間）

3 発令基準

- | |
|---|
| (1) 最高気温28℃以上が予想される場合 |
| (2) 前2日間のそれぞれの日最低気温が20℃以上で、かつ、湿度が85%以上の場合 |
| (3) 前2日間のそれぞれの日平均気温が23℃以上で、かつ、湿度が85%以上の場合 |
| (4) その他保健所長が特に必要と認める場合 |

- 4 発令区域 函館市内全域

- 5 予想最高気温 28℃【8/3(月)】，28℃【8/4(火)】，
29℃【8/5(水)】

- 6 気象状況 7月30日（木） 9時の気温 20.2℃ 湿度 90%
7月28日（火）の最低気温 20.6℃
7月29日（水）の最低気温 20.4℃

- 7 警報発令回数および延べ日数（今回含む） 回数：4回 延べ日数：21日

－発令中の注意事項－

- (1) 調理前，食事前，トイレの後はよく手を洗いましょう。
- (2) 生鮮食品は，できるだけ早く調理しましょう。
- (3) 調理したものやテイクアウトした食品は，早く食べましょう。
- (4) 食品には十分に火を通しましょう。
- (5) 生鮮食品を扱った調理器具は，よく洗浄し乾燥させましょう。
- (6) 食品は常温保存を避け，冷蔵庫内に保存しましょう。
- (7) 冷蔵庫内は定期的に清掃しましょう。

お問い合わせ先 市立函館保健所 生活衛生課 食品衛生担当 電話 0138-32-1523 FAX 0138-32-1526 Eメール hc-syokuhin@city.hakodate.hokkaido.jp

過去3年の食中毒警報発令状況

令和 6 年度	発令期間	継続時間	警報基準
第 1 号	令和 6 年 6 月 18 日 (火) 13 :00～ 6 月 20 日 (木) 13 :00	48h	1
第 2 号	令和 6 年 7 月 3 日 (水) 10 :00～ 7 月 5 日 (金) 10 :00	48h	1
第 3 号	令和 6 年 7 月 16 日 (火) 10 :00～ 7 月 19 日 (金) 10 :00	72h	1
第 4 号	令和 6 年 7 月 19 日 (金) 10 :00～ 7 月 26 日 (金) 10 :00	168h	1
第 5 号	令和 6 年 7 月 26 日 (金) 13 :00～ 7 月 29 日 (月) 13 :00	72h	1
第 6 号	令和 6 年 7 月 29 日 (月) 13 :00～ 8 月 5 日 (月) 13 :00	168h	1, 2
第 7 号	令和 6 年 8 月 6 日 (火) 10 :00～ 8 月 13 日 (火) 10 :00	168h	1
第 8 号	令和 6 年 8 月 13 日 (火) 10 :00～ 8 月 19 日 (月) 10 :00	144h	1, 2, 3
第 9 号	令和 6 年 8 月 19 日 (月) 10 :00～ 8 月 21 日 (水) 10 :00	48h	1
第 10 号	令和 6 年 8 月 22 日 (木) 10 :00～ 8 月 26 日 (月) 10 :00	96h	1
第 11 号	令和 6 年 8 月 26 日 (月) 10 :00～ 8 月 28 日 (水) 10 :00	48h	1
第 12 号	令和 6 年 8 月 28 日 (水) 10 :00～ 8 月 30 日 (金) 10 :00	48h	2
第 13 号	令和 6 年 8 月 30 日 (金) 10 :00～ 9 月 3 日 (火) 10 :00	96h	1
第 14 号	令和 6 年 9 月 3 日 (火) 10 :00～ 9 月 10 日 (火) 10 :00	168h	1
第 15 号	令和 6 年 9 月 10 日 (火) 10 :00～ 9 月 17 日 (火) 10 :00	168h	1
第 16 号	令和 6 年 9 月 19 日 (木) 10 :00～ 9 月 24 日 (火) 10 :00	120h	1

計 16回 70日間

令和 7 年度	発令期間	継続時間	警報基準
第 1 号	令和 7 年 6 月 25 日 (水) 10 :00～ 6 月 27 日 (金) 10 :00	48h	1
第 2 号	令和 7 年 7 月 3 日 (木) 10 :00～ 7 月 10 日 (木) 10 :00	168h	1, 2, 3
第 3 号	令和 7 年 7 月 14 日 (月) 10 :00～ 7 月 22 日 (火) 10 :00	192h	1
第 4 号	令和 7 年 7 月 22 日 (火) 10 :00～ 7 月 29 日 (火) 10 :00	168h	1
第 5 号	令和 7 年 7 月 29 日 (火) 10 :00～ 8 月 5 日 (火) 10 :00	168h	1
第 6 号	令和 7 年 8 月 5 日 (火) 10 :00～ 8 月 12 日 (火) 10 :00	168h	1
第 7 号	令和 7 年 8 月 12 日 (火) 10 :00～ 8 月 19 日 (火) 10 :00	168h	1
第 8 号	令和 7 年 8 月 19 日 (火) 10 :00～ 8 月 26 日 (火) 10 :00	168h	1
第 9 号	令和 7 年 8 月 26 日 (火) 10 :00～ 9 月 2 日 (火) 10 :00	168h	1
第 10 号	令和 7 年 9 月 2 日 (火) 10 :00～ 9 月 9 日 (火) 10 :00	168h	1, 3
第 11 号	令和 7 年 9 月 9 日 (火) 10 :00～ 9 月 12 日 (金) 10 :00	72h	1
第 12 号	令和 7 年 9 月 12 日 (金) 10 :00～ 9 月 17 日 (水) 10 :00	120h	1
第 13 号	令和 7 年 9 月 17 日 (水) 10 :00～ 9 月 19 日 (金) 10 :00	48h	1

計 13回 76日間

[illegible]

回数：4回 延べ日数：21日（今回を含む）